地域原子力防災協議会の設置について

平成２７年３月２０日
令和８年１１月２日改正
内閣府政策統括官
（原子力防災担当）

１．協議会設置の趣旨

〇平成２５年９月３日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

２．協議会の運営

〇協議会は、（別紙１）の１３地域に設置する。
〇協議会の基本構成員は（別紙２）とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
〇各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
〇作業部会の基本構成は（別紙３）とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
〇協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官（原子力防災担当）の協力を得て行う。
〇協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
〇効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

３．協議会の活動

〇平成２５年９月３日の原子力防災会議決定及び平成２７年３月５日の３年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。

（１）協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。

（２）協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

（３）協議会では、道府県が（２）により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。

（４）協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。

（５）（３）に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）のガイダンスを参照して行う。

（別紙１）

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

（別紙２）

地域原子力防災協議会　構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
警察庁	長官官房審議官
防災庁	審議官
総務省	大臣官房自然災害等対策総括官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省	大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省	資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※　関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※　関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

（別紙３）

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上）　*※議題により出席者の変更可。*
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA)、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。